

(環境委員会)

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五五号)(衆

議院送付)要旨

現行法が施行されてから五年が経過し、食品関連事業者全体の食品循環資源の再生利用等の実施率は着実に向上しているが、食品流通の「川下」に位置する食品小売業及び外食産業においては、食品廃棄物等が少量かつ分散して発生することなどにより取組が遅れている。本法律案は、このような状況を踏まえ、食品循環資源の再生利用等を一層促進するため、食品関連事業者、特に食品流通の「川下」に位置する事業者に対する指導監督の強化と取組の円滑化措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、食品関連事業者に対する指導監督の強化

食品廃棄物等を多量に発生させる食品関連事業者に食品循環資源の再生利用等の状況等に関し定期の報告を義務付けることとする。また、フランチャイズチェーン事業を展開する食品関連事業者であって、一定の要件を満たすものについては、加盟者の食品廃棄物等の発生量を含めて定期の報告を求め、一体として勧告等の対象とすることとする。

二、食品関連事業者の取組の円滑化

食品循環資源を原材料とする肥飼料を利用して生産される農畜水産物等の食品関連事業者による利用の確保を通じて、食品産業と農林水産業の一層の連携が図られる場合には、食品循環資源の収集又は運搬について一般廃棄物に係る廃棄物処理法の許可を不要とすることとする。

三、その他

食品循環資源の有効な利用の確保に資する行為として再生利用が困難な場合に「熱回収」を位置付けるほか、基本方針の策定等に際して意見を聴く審議会に中央環境審議会を加える等の措置を講ずることとする。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。